

第13回スマートメーター制度検討会

平成25年11月26日（火）

経済産業省本館 地下2階講堂

○林座長

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第13回のスマートメーター制度検討会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まずはじめに、本日ご欠席されました委員、オブザーバーの代理でご出席の方をご紹介させていただきます。大野委員に代わりまして、五来様、篠原オブザーバーに代わりまして、千葉様、の御二方に代理としてご出席いただいております。

また、本日は、スマートメーターの導入、活用に関する各国の最新動向、ということにつきまして、海外事例の調査を行っていただきました、三菱総合研究所の佐々田様にも、オブザーバーとしてお越しいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速議事に移りたいと思います。まずは事務局より、配布資料の確認をお願いいたします。

○片岡課長

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。資料1が「議事次第」、資料2が「委員名簿」、資料3が「スマートメーターの導入促進に伴う課題と対応（案）」、資料4が「スマートメーター導入に向けた取り組み状況について」、参考資料について「スマートメーターの導入・活用に関する各国の最新動向」、三菱総研の資料です。不足がございましたらお申し付け下さい。

○林座長

よろしいでしょうか。それでは、議題（1）の「スマートメーター導入促進に伴う課題と対応について」、に入りたいと思います。前回、9月の検討会の際に、委員、オブザーバーの皆さまからご指摘いただきました事項などを踏まえまして、事務局にて、論点の整理をしていただきました。

まずは、資料3、「スマートメーターの導入促進に伴う課題と対応(案)」ということにつきまして、事務局よりご説明いただきます。宜しくお願ひします。

○片岡課長

お手元の資料3をご覧いただきたいと思います。「スマートメーターの導入促進に伴う課題と対応（案）」、ということをごさいます、前回、スマートメーター導入の現状と論点、ということにつきまして、その際に頂いたご指摘を踏まえまして、整理を致しております。

1 ページ目、四角括弧の中に入っておりますけれども、以下の4つの視点で整理してはどうか、ということで、(1) 導入計画、(2) 調達方法、(3) 導入促進のための環境整備、(4) 活用促進のための環境整備、であります。どちらかと言いますと、(1)、(2)は電力会社において取り組まれること、(3)、(4)は環境整備ですので、政府含めて対応していかなければいけないこと、そういう分け方をしております。私どもとしましては、スマートメーターの全体像というところで、スマートメーターから左側の電力会社のところに行くのがAルート、それから、需要家、家庭の方に行くのがBルート、電力会社から小売事業者でありますとか、第三者に行くのがCルート、それぞれにおいて課題の整理をいたしております。

一枚めくっていただきまして、次のページの導入計画であります。点線括弧の中で、前回いただいた意見を反映させていただいております。たとえば、業界を挙げて取り組む課題があると。関電の先行事例などを出して他社の導入に繋げるでありますとか。あるいは、コストダウンを図ることで先取りしてメーター取り替えをしていくことはできないか。あるいは、料金審査の過程で表明したスケジュールよりも遅い計画の会社がいることには納得できない、ということでありますとか。それから、スマートメーター設置されている人といない人でサービスに違いがある、あるいは検満前に取り替えるという対応は統一の見解かと、こういうご指摘がございました。

下の方で整理いたしておりますけれども、前回お話にありました、早期導入への計画につきまして、現在、各電力会社におきまして、導入前倒しを含めて計画の詳細化を検討頂いております。一番最後にご指摘の、検満前の交換という対応ですけれども、小売全面自由化後、小売電気事業者の切り替えを希望する需要家に対しては、検満前でも、スマートメーターへの交換を遅滞なく交換を行う旨、前回表明されておりますので、そのように整理させていただいております。

また、導入計画の前倒しでありますけれども、東京電力につきましては、のちほどご説明がございまして、当初10年間の取り替えの方針から、2020年までの7年間で全需要家に設置をする、という方針に直されております。また、中部電力におかれましては10年間の計画から2年3か月前倒しし、平成34年末までに、全需要家に設置するという方針になっておられます。

右側の方ですけれども、前回時点の計画が書いてございます。今、申し上げましたとおり、東京電力と中部電力におかれましては前倒しが表明されたということでありまして、その他におきましては、詳細は検討中でございます。

戻っていただきまして、3ページでありますけれども、導入計画の一つと申し上げましても、様々な要素がございまして、①から④とありますけれども、スマートメーター及び関連システムの導入開始時期でありますとか、試験・本格運用の実施、それから導入完了の時期、それぞれどうなっているのか。それから、Aルート、Bルート、それぞれ開通時期が違いますので、どうなっているのか。また、要望に応じてという場合でも、エリアによっ

て、設置開始時期はどうなっているのか。さらには、後で出てきますが、前回出ました通信の接続率がどうなっているのか。こういったことを、分けしなから、導入計画を見比べて、それを見て頂くということを考えております。

4 ページは先ほどのとおりでございますので、飛ばしまして 5 ページであります。少し申し上げますけれども、低圧のスマートメーターから得られる情報の提供開始の時期につきまして、A ルート、B ルートに分けて、整理を致しております。

ここで、各社の計画がございますので、もし詳細な点、ご質問あればお聞きしたいと思いますので、後ほどお時間をいただければ、と思っておりますけれども、各社ともにどちらかという、HEMS 側に基本的にリアルタイムに情報提供可能な B ルートの対応を優先して進めておられます。

重要な個別情報に応じてスマートメーターを設置して欲しいと、新しい料金体系でありますとか、あるいはシステムを切り替えたいということで、設置を要望されるというケースがあるかと思っておりますけれども、基本的に B ルートの対応開始時期以降に各社におかれても対応、ということになったということでありまして、一部エリア、とありますけれども、たとえば特定の地域で計画的に入れるということで、たとえばその地域以外のところで求められても対応できないということなのですけれども、全エリアの対応開始時期というのは、どのエリアにおいても望めば設置して頂けるという時期なのですから、その時期につきましては、各社ともに平成 28 年 4 月までに完了するというので、電力自由化の実施の予定時期が平成 28 年度からとなっておりますので、電力自由化の適用時期までには、望めば設置をしていただくということでもあります。

他方で、A ルートにつきましては、電力会社側の課金のシステムの問題もございまして、若干、遅れているという状況にある、ということでもあります。

続きまして次のページで、通信の接続率について整理しております。前回の検討会で、通信接続率が明らかになっていない会社はどうなっているのか、ですとか、100%とありますけれども 100%とはどういう意味なのか、というご指摘を頂いております。これは、A ルートの接続率の議論の前提といたしまして、様々な考え方がございます。こちらにも書いてありますけれども、東京電力の場合につきましても、ネットワーク接続率でありますとか、30 分以内の検針値収集率、48 時間以内の検針値収集率など、いくつかの指標がございます。これもバラバラで見比べても仕方ないものでございますから、統一的な考え方で比較を行ってはどうかということでもあります。

2 つ目の〇のところでございますけれども、社会のインフラとして重要であるというのは、自動検針できているということだと思われまので、自動検針率、これによって比較しますと、このような状況になっております。各社ともに 9 割以上でありますけれども、95% 以上のところもあれば、99% 以上のところもあるということでございます。

これについては、論点が7ページの方で書いてございます。もちろん、インフラという観点からは、なるべく高い目標を設定するということが望まれますけれども、過度に高い目標を設定した場合には、コストは際限なく増加するとか、あるいはスケジュールが遅れてしまうとか、追加コストのせいで託送料金が高くなってしまうというデメリットがあります。

また、各電力会社が、通信RFPを経て締結するService Level Agreementの目標値が、guaranteeなのかbest effortなのかによっても、大きくコストが変わってくるということがございます。

これにつきましては、各電力各社におきまして、当然、設備の状況も各社で異なりますので、コストとベネフィットの観点から、適切な目標値を設定したうえで、RFP、入札を行っていただくと。入札の結果、値段の高い会社もあれば、低くて安い会社など、色々あるかと思えます。その入札の結果としまして、最も適切な事業者を採用することが適当ではないか、というように整理をいたしております。

続きまして8ページでありますけれども、調達の方法であります。これにつきましても四角括弧の中にありますけれども、RFPを実施しないと独自仕様になったり過剰投資になったりすることがあるとか、導入を早くするためにRFPをやってられないということになってしまうと困ったことになる、というご指摘も頂いております。

ここにつきましては、下の表のところで、各社について並べておりますけれども、メーターそのものの調達、それから真ん中のところで通信方式の調達、それから関連システムの調達、3つに分けて整理させていただいております。

各社とも、スマートメーター本体の調達につきましては、仕様を公開したうえで、一般競争入札で行う、ということをして全て表明している、ということでもありますけれども、通信の方式でありますとか、関連システム、これらにつきましては、○と書いてあるところは、まだ実施中あるいは実施済みということではありますが、まだRFPを含めて検討中という会社も若干ある、ということでありまして、これにつきましては、後ほど出てきますけれども、RFP実施を求めている、ということでもあります。

9ページの方で、スマートメーターと関連するシステムの仕様につきまして、整理をいたしております。まず、スマートメーターそのもの、でありますけれども、スマートメーターが満たすべき基本的要件、これは、この検討会で平成23年2月にとりまとめております。それからBルートにつきましては、HEMSとの間で公知な通信方式を用いて、メーカーが独自仕様を用いないということ、スマートハウス標準化検討会でまとめて頂いておりますし、通信方式の詳細仕様についても、運用ガイドラインを本年の5月にスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会でまとめて頂いております。

従いまして、メーター本体としましては、現時点では、必要な標準化は行われているのではないかと。従いまして今後は、各電力会社がオープンな形で実質的な競争のある入札

を実施する、ということで、効率的な調達を行っていくことが重要ではないか、ということでもあります。

他方で、通信方式、あるいは通信接続率の設定、あるいは関連するシステムの仕様につきましては、需要密度あるいは設備の状況も異なるということで、どの方式が最適か、ということは一律に決まるものではないだろうということでもあります。従いまして、各電力会社におきまして、オープンで実質的な競争のある調達プロセスとしての RFP を実施する、ということで、外部の知見とか他事業者の既存インフラ等を最大限活用した仕様提案を受けまして、適正な品質とコストのバランスが取れたインフラの実現を目指すべきではないか、ということでもあります。決め打ちせずに、調達してもらおうと。

その際の調達の方法といたしまして、次のページでありますけれども、再三ご指摘ありましたとおり、形だけの入札ということであっては意味がないわけでございますので、以下のような事項を満たすような RFP を実施する、ということで、「オープンで実質的な競争のあるプロセス」、「システムの相互接続性の確保」、「システムの柔軟な機能拡張性の確保」、「通信方式の適材適所での選択」、「トータル費用コストの削減」、「セキュリティの確保」、「国際標準の採用」、「B ルート運用ガイドラインへの準拠」、これだけではないかもしれませんが、こうした条件を満たしている場合は、今後、料金算定プロセス、これは料金審査委員会でも、入札を実施した場合には適正な原価とみなすと書いてあるわけでございますけれども、こういう実質的な競争があるような料金算定プロセスにおける落札価格であれば、適切な原価と考えてよろしいのではないかと、ということでもあります。

11 ページ以降、次に、環境整備の方に入っております。導入促進のために、どういう環境整備はありうるかと。まず一つ目は、コストの削減ということについて、①に書いてございます。

①メーターの検定手数料の更なる見直し、でありますけれども、メーターの検定手数料につきましては、平成 24 年 7 月に改定を行っておりまして、670 円から 370 円に下がっております。この度、これだけ各社におきましてスマートメーター本格導入ということで、大量の導入が見込まれるということ、それから日本電気計器検定所におきまして高効率の試験設備を導入する、ということ等によりまして、平成 24 年 7 月に 370 円まで下げたところでありますけれども、本格導入が始まってくる平成 26 年度下期までに、さらに 240 円程度へ再値下げを検討する、ということでございます。また、スマートメーターは双方向計量が可能でございますが、双方向計器の検定手数料は現在単方向計器の 1.7 倍であるところ、これを 1.2 倍程度へ引き下げるとということで、抜本的に手数料を値下げすることで、コストを下げたい、ということでもあります。

他方で、機械式メーターですけれども、これは当然、一般家庭用の検定台数が減少するということもございますので、設備全体でみると稼働率が低下する、これは試験設備の稼働が低下するということでもあります。従いまして、これにつきましては、将来的に値上げをするという方向で検討したらどうか、ということでもあります。

②でありますけれども、電波料の見直し、これは総務省さんにおいて検討中ですが、報告書におきまして、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である」、ということで、現在具体化を検討されているということでございます。

続きまして12ページでありますけれども、前回の論点で話させていただきましたが、電力会社だけではメーター設置が進まないのであれば、消費者がメーターを選べる制度を検討する、また、ルールの整備が必要であると。海外でも、メーター設置のほとんどは配電会社が行っておりますが、イギリスであれば小売事業者でありますとか、ドイツではメーターオペレーターという別の主体がおりまして、消費者が選択可能である、といったことがあるというご指摘をいただいております。

また、正直な話ですけれども、導入加速化のためには消費者の啓発活動が非常に重要であると。理由はここに書いてありますけれども、設置を望まない需要家への対応が必要であるといったご指摘もいただいております。

前段の、電力会社だけではなく、他の主体がスマートメーターを設置する、ということに関する検討ですけれども、現在、法律で規制しているというより、電力会社の約款、認可しておりますけれども、供給約款および託送約款におきまして、電力量計につきましては電力会社の方で設置しているということになっております。

他方で、需要家の選択肢あるいは新規参入者によるサービス提供範囲の拡大、という観点からは、電力会社以外の主体によるスマートメーターの設置のニーズがありうるのではないかと、ということでもあります。これについては検討を進めていきたいと考えますけれども、検討にあたっては、以下のような課題があるかと思われるということで、計器の所有権でありますとか、計器代・工事費等の費用負担、あるいはセキュリティ確保、通信接続、たとえば、マルチホップになった時にとびとびに磁場が入ってくるとそれだけマルチホップに負担がある、あるいは検満不遵守や不正計量といった問題、それから電気の使用開始／廃止、引っ越し等でありますけれどもその送配電業者の業務に与える影響、保安確保、システム対応等、こうした様々な課題がありますけれども、ニーズを踏まえながら、今後、具体的な検討を進めていくということでございます。

それから、消費者の啓発等でございますけれども、④であります。これについては詳しくこれからやっていきますけれども、積極的に消費者へ啓発活動を行っていくということ、これは全面自由化もにらみまして、積極的な啓発を行っていくということ、それから導入を望まない需要家への対応は、様々な理由もあろうかと思っておりますけれども、海外の事例も踏まえつつ、今後検討していきたい、ということでもあります。

続きまして最後に、活用促進のための環境整備であります。これは、スマートメーターから出てくるデータなどを使いまして、どのようなビジネスとか、新たな料金とか、そういった話でございます。需要家の情報提供ルートおよびタイミング、につきましては、下の絵にありますとおり、スマートメーター制度検討会の報告書において整理されております。

左の下に書いてありますけれども、Aルート、Cルートにつきましては、色々な付加・加工された情報を取得することが可能でありますけれども、提供には一定程度の時間を要する、というのがAルート、Cルートの特徴であります。Bルートは、比較的円滑にリアルタイムの情報を取得することが可能である、というのが特徴でありまして、それぞれにつきまして、どういう活用の方法があるかというのを、次のページで整理しております。

まず1つ目でありまして、電力システムの改革におきまして、本件については以下2つの論点が整理されております。1つは、下の指摘事項にも書いてあるとおりでありますけれども、スイッチング手続きの効率化と簡素化ということでありまして、これは競争環境、新電力との競争の中で小売事業者を乗り換えたいときに障壁にならないかどうか、というのが1つ目の論点であります。

2つ目には、新しいビジネスの創出ということで、スマートメーターから得られる需要家の情報を活用して、様々なビジネスが開くのではないかと、そのための環境をどうしたらいいか、というのが2つ目の論点でございます。

前回のご指摘は、下に書いてありますけれども、スマートメーターが設置されることで供給者変更や料金の精算もスムーズに行える、でありますとか、小売事業者間の競争や様々な新サービスが阻害されない設計とすべきである、新電力が新たなサービスを行うのに必要なデータ提供の仕組みを作るべき、といった指摘が書いてあります。

また、ビジネスの観点ですけれども、Bルートを通じて得られる情報を用いて課金を行うことができるのか、でありますとか、Bルートから得られる情報の取扱やサービスについての議論、それから、高圧のスマートメーターから出てくるデータの話、こうしたものを議論していきたいと思っております。

15ページの方で、スイッチングの手続きの効率化・簡素化ですけれども、これにつきましてはつい最近でありますけれども、電力システム改革小委員会第3回制度設計ワーキンググループで、論点を提示しております。下にございますように、「1. 特定の事業者に対する差別的取り扱いをいかに防ぐか」、「2. エリアを越えたスイッチングが阻害される可能性をいかに低減させるか」、こうした課題解決のために、矢印のところがございますけれども、送配電事業者が保有する需要家情報のうち、小売電気事業者が必要とする情報につきましては、本国会で成立しました法律に基づく広域的運営推進機関におきまして、ポータルサイトを構築することが適当ではないか、という位置づけとなっております。

従いまして、こうしたことを具体化していくということ、今後、電力システム改革小委員会の中で、検討してまいりたいということでありまして、これを踏まえつつ、システムの互換性や機能拡張性を確保していく、ということを考えております。

16～18ページでありますけれども、新しいビジネスの創出ということでありまして、Bルートの話と、Aルート、Cルートの話に分けております。16ページ、17ページはBルートのお話になります。

まず再掲ですけれども、Bルートを使って課金が本当にできるのかというご指摘ですけれども、1つ目の○に書いてありますけれども、計量法の検定を受けたメーターから得られるデジタルデータであるということで、AもBも同じ情報でありますので、これについて取引・証明を行うことにおいて、計量法上の問題はない、ということでございます。

それから、Bルートを使った新しいビジネスの創出につきまして、これにつきましては、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会におきまして、体制を構築して検討していく、ということでございます。

17 ページで、これもご指摘を頂いておりますけれども、高圧スマートメーターのBルートの標準化であります。これにつきましても、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会の中のスマートメーターのタスクフォースの中で検討がなされております。

現有の高圧計器が保有する計測諸量を電文で提供するというので、下の四角の中にありますようなデータ項目でありますとか、通信のプロトコルでありますとか、伝送メディア等についての検討をすすめている、というところでございます。

最後のページでありますけれども、Aルート、Cルートを活用しました、高圧メーターからの情報を活用したビジネスですけれども、これも電力システム改革小委員会の制度設計ワーキンググループの第3回において、下記のような方向を提示しております。

4つほどありますけれども、「情報の活用ケースと提供される情報の内容の整理」でありますとか、それから、「情報の提供先・提供内容の範囲」、それから、「情報の集約・加工・提供等にかかる費用負担のあり方」、「需要家の承諾の取り方」、こうした論点があるということでございます。これにつきましては、データの利活用のユースケースの整理等につきまして、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会において、Bルートと同じでありますけれども、体制を構築し検討してまいりたい、ということでございます。私からは以上です。

○林座長

はい。どうもありがとうございます。続きまして、東京電力さんの方から、資料4にございますけれども、「スマートメーターの導入に向けた取り組み状況について」ご説明いただきまして、そのあと、全体の議論に入りたいと思います。それではご説明の方を、東京電力の越谷スマートメーター推進室長、よろしく申し上げます。

○越谷氏（東京電力株式会社）

東京電力の越谷でございます。資料に基づきまして、前回報告した以降の進捗状況ということで、主にメーターの入札とそれから導入の前倒し、この2点についてご説明させていただきます。

2ページのスライドのところでございますけれども、これは、全体の私どものスマートメーターの導入のスケジュール、計画を書いてございまして、今回、右側のところでございますけれども、通信やシステムのパートナーの選定に加えて、60A計器の入札実施、落札者決定、ということでございます。

おめくり下さい。3 ページの方は、前回もご説明した通信とシステムのパートナーの選定状況でございますので、これは後程ご覧いただければと思います。

4 ページのスライドのところは、メーターの入札ということで、2014 年度に設置するスマートメーターの入札のうち、一番下の表に書いてあるのですけれども、いくつかの種類に分けて入札を行っておりまして、60A、120A、30A、と書いてございますけれども、いちばん多くのご家庭でご使用いただく、数字にして 114 万台程度の入札が行われたということでございます。

戻りまして恐縮ですが、入札の実施概要ということで、中段のところでございますけれども、11 月 7 日に行いまして、落札者についてはご承知のとおり、今回はこの 3 社さまにご協力いただくことになったということでございます。落札の価格でございますけれども、この場でもメーター価格 1 万円というお話がありましたけれども、わたくしどもとしても当初想定 1 万円ということで想定をしております、おかげさまでこの価格を下回る形でご協力をいただけるというような結果がでております。今後、この下を書いてございますように、120A 計器、30A 計器について、スケジュールに沿って、12 月、3 月に、入札を進めてまいります。

次のページに移っていただきまして、展開計画の前倒しについて、10 月 28 日にプレス発表させていただいた資料でございます。ここに書いてありますとおり、当社としてはスマートメーター導入の早期実現において、法定検定期間の 10 年間で展開をするという計画でございましたけれども、出来るだけ早くやっていくということで、7 年間で展開していくという方針に見直しております。

その下にイメージ図がございますけれども、見直し前の導入計画というのは、ほぼフラットに展開していくということになっていたのですけれども、見直し後の計画としてのイメージは、導入当初の 2 年間については、安定的に稼働していくということを優先いたしまして、法定取替えを実施しまして、安定して以降を、計画的に、後段の 3 年間分を積み上げて、前倒しをしていくという考え方で進めていくということございまして、これぐらいのところのレベル感であれば、これは私どもの検討の状況によるところでございますけれども、工事とか生産能力などを考えて、やっていけるだろうという判断で、計画を打ち立てたということでございます。

これに伴う効果ということで、これは私どもで検討した範囲ということでございますけれども、何しろやはりお客さまに、スマートメーター、色々なことで活躍できるということで、この利便性を早く体感していただくということで、料金メニューの様々な選択肢がありますとか、あるいは省エネ等々に色々活用していただくとかと、そういったことを、是非体感していただきたい、ということでございます。

私どもとしても、検針は勿論ですけれども、ブレーカーの取替えの効率化、デマンドレスポンスなどにより投資を抑制できる可能性もある、ということで、こういったことを考えながら、前倒ししてまいりたいと考えております。私の方からは以上です。

○林座長

ありがとうございました。それでは、ただいまから議論に入っていきたいと思います。先ほど事務局からご説明していただきました、資料3の「課題と対応（案）」の1ページ目をご覧くださいますと、今回の課題と対応に関する論点として4つあるということでございまして、1つ目が導入計画、2つ目が調達方法、3つ目が導入促進のための環境整備、4つ目が活用促進のための環境整備、となっております、4つに整理していただいております。まずは、これを1つのたたき台といたしまして、前半2つ、導入計画や調達方法に関すること、という切り口と、後半2つ、環境整備に関すること、ということに分けて、議論を深めていただければと思います。もちろん資料以外の内容についてのご指摘も、積極的にお願いいたします。

それでは、まず最初に先ほど申し上げましたけれども、スマートメーターの導入計画や調達方法に関連しまして、ご発言のある方は、お手元にございますネームプレートを立てていただきまして、この議論を始めたいと思います。また、オブザーバーの皆様につきましても、委員の皆様と同様、ご発言いただくことができますので、どうぞよろしく願いいたします。

村上委員、よろしく申し上げます。

○村上委員

いくつかまずご質問をさせてください。この全体のイメージとしては、前回も申し上げたのですけれども、基本的には日本で8,000万、需要家がいると。この8,000万台を、これを既存の10電力会社が入れていくという大前提があるのかないのか。これを見る限りにおいてはあるということだと思えます。ですので、あえて確認の意味でお答えいただきたいと思えます。しかし今後は、電力会社は10電力会社にとどまらないということは、もうすでに電気事業法の改正案が通過しておりますので、想定せざるをえない状況だと思うわけですけれども、そうなった時に、このシナリオの全体像というものが、あまりにも現在の絵姿、今はこれでしか、想定せざるを得ないだろうと思うのですけれども、そういった印象をどうしても持ってしまうのですけれども、その点はどういうふうに考えていらっしゃるのかという点を、ご質問したいと思えます。

そうはいいつつも、12ページですが、スマートメーターの電力会社以外の主体による設置のニーズがある、という表現を書いている訳ですけれども、ここも、ありうるといよりも、電力会社以外の主体によるスマートメーター設置を許す、といいますか、法律的な言い方は心得ていませんが、もう少しそういう表現をなるべく採るようにしていただきたいと思うわけですが、もちろんそれは、11ページに少し触れられている検定だとか、あるいは10ページで触れられている仕様とか、こういったものを満たしているということを前提として、「許す」と言った、くつきりとした表現を是非とすべきではないかと思えます。

どうしても IT の世界で仕事をしている人間としては、1986 年の電電公社の民営化というのが、適切な例ではないかもしれませんが、頭に浮かびます。思い出しますと、当時は黒電話という電話しか我々の各家庭にはありませんでした。それから四半世紀を経て、今は、電話の形をした電話がまだご家庭にある方もいるかとも思いますけれども、多くが、コピー機なのか、FAX なのか、スキャナーなのか、プリンターなのか、判らない、いわゆる複合機という形に発展をとげております。1986 年には思いもつかなかったような状態でありますので、その可能性を、今は分からないのですが、スマートメーターが要すべき要件とスペックを満たす限りにおいては自由を妨げない、というニュアンス、そういう方向性の表現をどこかで強く打ち出して頂きたい、というように思います。

○片岡課長

ありがとうございます、前回もご指摘いただきましたわけですがけれども、前回はどういった前提かということですがけれども、現実においては送配電業者の地域独占は残ります。そういう意味で、計画的、かつ、早期に入れるためには、10 電力会社の送配電部門が入れていくということが適正ではないか、と思っております。

他方で、12 ページに書きましたとおり、ハイスペックのメーターでありますとか、機能が多様なメーターを設置したいニーズもあり得るのではないかと。ただし、おっしゃるとおり、検定や仕様は当然といたしまして、その場合にもなお、下に書いてありますような色々な課題、例えば、お金の負担の問題でありますとか、あるいはネットワークの通信の問題など、こういったことがあろうかと思っております。従いまして、これにつきましては、虚心坦懐に、今後詰めていきたい、検討していきたい、そういう思いでいるということでありませぬ。表現につきましては、色々あろうかと思っております。これにつきましては、またぜひ委員の皆様も含めて、コメント頂ければありがたいと思っております。

○林座長

ありがとうございます。続きまして、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

はい。ありがとうございます。早期にスマートメーターを普及していこうということで、各電力会社さんが検討してくださっているということで、その結果も中部電力さんとか東京電力さんのお話としてあったのですけれども、4 ページの参考という表を、早期に書き換えて頂きたい。これが残ると勘違いをしそうなので。今表明して頂いたものをきちんと反映して頂いて、新しい表に書き換えて頂きたい、というのが一つです。

あと、先ほど東電さんの方からご説明いただいた資料 4 の 4 ページで、今回入札の経過をご説明いただいたのですけれども、この落札者 3 社は分かったのですが、入札に応じた方はどれだけいらして、そのうち 3 社になった、ということはお聞きできるでしょうか。もし可能であれば教えて頂きたい。オープンな議論をしていますというお話だと思いますので、是非お願いしたいと思っておりました。以上です。

○越谷氏（東京電力株式会社）

すいません。すでに新聞報道等で少し出ておりますけれども、準備された方はかなりいらしたのですが、実際に 60A 計器の入札に関して応札に入られた方は、5 社おられまして、結果として 3 社ということでございます。

○林座長

ありがとうございました。続きまして、小林オブザーバー、おねがいます。

○小林氏

東光東芝の小林です。今日はメーターを製造している者の視点として、述べさせていただきます。林先生の方から 1 番、2 番、とおっしゃいましたが、調達方法に関するところでありますけれども、一部、3 番の導入促進というところにも絡むと思いますので、そういうところを含めてお話させて頂きたい。あと、お願いというところも含めて考えて頂ければ、と思います。

とりあえず、関西電力さん、九州電力さんに続いて、東京電力さんも来年から導入ということで、電力さんのご尽力に感謝するとともに、経産省さんを中心としたこの委員会の推進力というものに対して敬意を表したいと思っております。今日は、我々製造業者の立場から、いわゆる調達方法といいますか、導入促進について、メーカーの方がどう考えているかということをご披露して、ご検討して頂ければと思います。

メーカーの方はやはり、導入促進、調達方法を検討することによって、なんとかやはり我々としても出来る限りコストダウンをしていきたいというところであります。今、競争入札という形でコストが下がってきたのも事実ですけれども、我々としても、積極的にコストダウンに取り組んでいく姿勢というものを、皆さんに周知したいというところがあります。メーカーサイドの常日頃考えているコスト削減というのは、大きく 3 つぐらいあると思っています。

1 つ目は、スマホの例もそうなのですが、量的な拡大というところが絶対条件であることは皆様ご承知のとおりでありますし、今回先ほど、村上委員の方からも言われました、日本で 8,000 万台弱のメーターが変わっていくということで、量的効果は十分表れると思います。それが 1 つであります。

2 番目は、メーカーサイドからのお願いもあると思いますけれども、やはり、今メーターの製造といいましても、時代が進んで変わってきてまして、半導体等と同じようになりかなり設備産業に近い状況になってございます。ということはやはり、我々の願いは、一つは継続生産ということ、特に出来れば平準化された継続生産ができるということが、最大のコストダウンにつながる要因ではないかとメーカーサイドは考えておりますので、出来る限り電力さんも含めまして、そういう方向でご発注、調達を頂ければ、さらにコストは下がるかと思われまます。

3 番目は、これは聞き様によっては手前勝手に聞こえるかもしれませんが、メーカーとしては、ただ入札によってコストダウンをしていくだけでは最終的には疲弊するだけになっ

てしまうので、我々としてはやはり適正な利潤を獲得させて頂きまして、これを再投資するということが大事だと思っています。

利益のかなりの部分を2つの面に向けたい、1つはメーター本体であります。これから第二世代のスマートメーターに向けて、たとえば、コンパクト化、一体化含めて、新たなるVA、設計開発を実施しないとイケない。これは当然、適正な利潤の一部から、開発費を捻出して、そしてそこに向けるということであります。

もう1つは、先ほど申しましたけれども、設備産業ということになりますと、設備に再投資をしないとイケないということがあります。これはやはり時代とともに人手を減らし自動化と言う方向に向かうのは当然でありますけれども、老朽化した設備をいつまでも使っても効率性は下がっていきますし、ある適当な周期で設備の更新が必要になってきます。VA開発と、設備の更新という両方の相乗効果によって、メーターのコストを下げたいということでございます。メーカー側からはこの3つ、量産効果、継続生産による平準化、再投資、というところでコストを下げた皆さんのお役に立てるような態勢を作りたいと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございました。メーカーの製造者の視点から、コメントと要望ということで賜りました。続きまして、梅嶋委員、お願いします。

○梅嶋委員

梅嶋です。よろしくお願いします。私の方からは、7ページ(1)導入計画④(低圧スマートメーターのAルートの通信接続率)、ののところに関しまして、意見を述べさせて頂きたいと思います。

1つは、ここにも書いてありますけれども、常に厳しい品質目標を出すのではなくて、サービスに応じて、品質目標を変えることが、システム価格を適正化すると考えます。その視点で申し上げますと、この真ん中にあります、「SLAにおける目標値が、**guarantee**なのか**best effort**なのか」という部分は、とても大切な指摘であると考えます。例えば、SLAが適切でも、品質追求が厳しすぎますと、末端では過剰な品質を求められ、それは全体として意図しないシステム価格の高騰につながるということが自明でございます。

その意味で提案なのですけれども、今回におきましては、用途に応じて、通信が**guarantee**か**best effort**なのかを使い分ける、という考え方が必要だと思います。たとえば、MDMSの情報提供によるリアルタイム処理には**best effort**を用いて、システムのバックアップなどのバッチ処理に関しましては**guarantee**という形で、使い分けというのが非常に重要であると考えております。

もう1つは、(2)の調達方法、に関して意見がございます。それは9ページと8ページで、次のページをご覧いただければと思うのですけれども、今回、各電力会社の調達は、メーター機器、通信、そして関連システムということで、3分割されております。このような分割発注の方式ですと、相互のシステム間で、相互影響を与えることを可能な限り少な

くすることによって、同時進行的にシステム構築が出来る、全体システムの品質が完成するということが、存在してまいります。具体的に言うと、スマートメーター全体システムとしての品質はメーターで取得したデータを正確かつ敏速に MDMS 等に届け、そのデータが活用されることであり、たとえば、A ルートを使うからとか、B ルートを使うからとか、C ルートを使うといった、ネットワーク特性に過剰な影響を受けて、著しく全体品質が阻害される、というようなことは、技術的な設計上で防げることでございますので、是非、せっかくこういう形で分割して、小分け発注が出来ておりますので、相互のシステム間で影響を可能な限り与えないような全体システムを作っていただきたいと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございました。コンサルティング的知見からご意見を頂きました。今後も色々と事務局で取り上げていきたいと思っております。続きまして、先に、伊藤委員、そのあと、松村委員。では先に、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

私からは、各社の導入計画の早期化に関しまして、質問させていただきたいと思っております。前回の会議の中で、将来にわたるコストの抑制に配慮しながら、最大限早期化して欲しいと、そういう申し入れをさせていただいたわけですが、本日のご説明資料の中で、東京電力さん、中部電力さんの具体的な時期の表明がございましたし、他の各社さんにつきましても、計画を前倒しで善処していただけるということでしたので、努力、検討して頂いていることを評価させて頂きたいと思っております。

それで、まず、東京電力さんへのご質問として、今回、導入の期間の短縮化を打ち出されているのですが、これは果たして合理性があるのかどうか。実は私、前回、10年間で本格導入あるいは試験導入を一部して、計量器の検定期間を考慮すると10年間かけて計画的に導入するというのは合理性があると思ってしまうのですが、今回、7年間という短期間で導入するという計画を示して頂きました。東京電力さんの資料を拝見させていただきますと、導入計画の中で、そのまま計画どおりに導入されるということになりますと、7年間のうち3カ年は、メーターの取替作業量が、平準化した場合に比べると2倍に膨れあがります。それから7年間を過ぎて、次の検定作業が始まります11年目までの間、3カ年については、新規の導入以外は取り換え更新作業を行なわないと、そのように説明されたと記憶しております。

先ほど、東光東芝さんの方からご説明がありましたように、東京電力さんに示して頂いたメリットについては十分理解をしておりますが、東光東芝さんのご説明の中で、継続、平準化ということがございました。平準化というのは、やはりコストの低減、抑制を図る上で、極めて重要なテーマだと私は認識し、理解しております。特にメーターの更新、取替ということになりますと、ほぼ作業が異なりますので、年間において作業量が年単位で大きく増減するというのは、汎用性が無いような印象を持ちます。

それから、大変失礼な事かもしれませんが、そういうようなお話がありましてから、東京電力さんの社内の複数の方々にはヒアリングさせていただきました。私がヒアリングをさせて頂いた多くの方が、早期化については容易でない、特に現場に近い方々ほど、簡単ではないという、そのようなご説明を頂きまして、その説明内容については納得できるものがございました。先ほど可能だというご説明は頂いたのですが、可能であるならば、現在の作業にあたっている方々が過剰であるという話になるということにもなるかと思えますので、この点についてご解説を頂きたいと考えます。

一部、前回は繰り返すことになりませんが、私は、導入の早期化を図って頂きたい。具体的な方法として、前回少ししか申し上げていないのですが、今回はもう少し突っ込んでお話し申し上げますと、先行導入を進められている各社、あるいは、電力各社間、あるいはメーカー、あるいは工事作業等を行ってらっしゃる企業さんの中で、可能な範囲で、情報データ、ノウハウ等を共有化する、あるいは活用することによって、実証試験、あるいは試験導入の期間を短縮する、あるいは本格導入の期間を前倒しすることによって、導入早期化を図るとするのが最も妥当な方法だと思います。先ほど一部申し上げましたように、試験導入期間については、これは10年の期間に一部算入することも可能だと思いますので、その範囲の中で、最終的な導入目標を早期化するというのは、私は合理性があると考えておりますが、先ほどのご説明ですと、少し私は納得しがたい面がございますので、この点について、東電さんのご説明、それから、事務局のご見解をお示し頂ければ幸いです。以上でございます。

○片岡課長

導入計画の話につきまして、7年になっても東電は8,000万台のうちの3,000万台、相当大きいと思いますけども、各社均せば、そんなに遅れると言いますか、そういうふうの一つ山になる部分もあるかと思えますので、全体で見れば、それなりに平準化されていると思います。作業とか現場的なところでどういうふうになるかということにつきましては、後ほど東電さんから、ご説明頂きたいと思えます。

試験期間を短くするために情報やノウハウを共有すべきというのは非常に重要な論点で、電力会社さんでの現場でのノウハウが先行している会社もございますので、そういったことについては、今後の課題として考えていきたいと思えます。

○林座長

それでは、東京電力の越谷さん、伊藤委員のご質問にお答えいただけますでしょうか。

○越谷氏（東京電力株式会社）

色々と現場ベースのご質問をいただきましたので、一番心配いただいているのは工事力のところだと思いますが、これについては、我々も約2倍のところを、どうやって、やっていこうかということで、内部で今、関係会社の方含め議論し、計画してございます。

今現在のメーターの取替えをしている担い手の方を前提にやっていくというのは、ご指摘のとおり不可能だと思います。担い手の方には、広くこういうことをやって頂ける方の

裾野を増やす必要があるということで、裾野を増やせる方々について、どういう方々がいらっしゃるのかというような検討いたしまして、色々なこういった業界の工事をやっている方々ですとか、あるいは、実は一般の電気工事をしていただいている方々につきましては、少しアンケートなどを実施いたしまして、ある程度ご協力を頂けるのではないかという目算もありましたので、色々やっていく中で課題が出てくると思いますが、計画として立案できるだろうと判断して、現時点では表明させて頂いているというところでございます。

あと、ご指摘の中で、我々がこれから本当に考えていかなければいけないことは、終わったあとどうするかというところでございまして、我々の計画ですと3年間の取替えが少なくなりまして、また3年後には元にもどってくるというであります。ここについては最初から、工事力を増やさせて頂いている方々に関して、工事をする代理の方がどのようにかわっていくのかというところの検討が一つと、それから我々に前回は議論させて頂いたんですけれども、検定制度の柔軟性などについても検討して頂く余地があるのか、というところについても、実際に全体の部分が検討テーマになっておりますので総合的に検討していくのだろうと思っています。現状はそういったところです。

○林座長

ありがとうございました。続きまして、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず確認させてください。座長が調達方法までのところ、そのあとの議論は後段でと、おっしゃられたのですが、まず、資料3の11のところまでを議論していると理解し、私は11までにに関する発言をすれば良いということですね。

○林座長

そうですね。

○松村委員

分かりました。まず質問です。資料3の5ページ、自由化が始まるまでにBルートを、というご説明をいただいたと思います。私の理解では、自由化が始まった時にはつけたいと表明していた人はつけてもらって始められる、自由化の開始を迎えられるとご説明をいただいたと理解しています。自由化が仮に4月1日から始まったとして、4月1日から受け付けるのではなく、実際に4月1日から使用可能ということですね。受付が4月1日から、申し込みが殺到したら実際につくのは1年後になるということをおっしゃったのではなく、当然、受付は遙か前から始まっているので、勿論想定をはるかに超えるものすごい数の申し込みが出てくれば結果的に間に合わない可能性がゼロではないのは当然のこととして、想定範囲内の申し込み数であれば、希望者全員4月1日からスタートをさせられる、というつもりなのですよね。4月1日から申込み、あるいは4月1日から取り付けということではない、4月1日には使える、ということを確認させてください。

次に、導入計画に関してです。今回はまだ、東電、中電以外はスケジュールを具体的に表明されていないのでコメントのしようがないので、表明があってからコメントさせていただきます。導入計画に関しては、早めることは国民の期待に応える意味でも極めて重要なのは間違いない。しかし前回も言ったように、早めることが唯一の目的でもなく、最優先の目的でもないとは私は思っています。これによって透明性が損なわれるだとか、コストが大幅に上がって消費者の負担が増えるだとかということになったら、消費者の負担が増えるのだけれど、それでも導入を前倒ししますか、という形できちんと問うことが重要なこと。ここまで強い要請ではないかもしれない。国民の要請はコストエフィシエントな形で前倒しして設置して欲しいということだと思います。1年前倒しするために電気代が上がって、それが10年も20年も続く、などということになったら、消費者の支持は到底得られないと思いますから、その点についてはこれを口実に電気代を上げるようなことに決してならないように、あるいは仮になったとしても、全体として消費者の利益になっているという説明が出来る範囲で、前倒しを要請していきたいと思っています。

東京電力から出して頂いた計画は、相当意欲的な計画だと思います。私は、これはコミットメントではなくて、あくまでも計画だと受け取っております。従って、例えば工事費だとかを考えても、現在の想定ではこれで何とか出来るだろうと思っているけれども、実際にやろうとしたら投資能力等の問題があれば、少しなだらかにする格好で、後ろ倒しすることがあるかもしれない。これは当然の前提の上で、現時点ではこういう計画で立てている、ということを出して頂いたのだと思います。これをコミットメントだと強く言い過ぎると、こういう意欲的な計画が出にくくなると思いますので、この点については、私は、あくまで計画と受け止めており、コミットメントは、一定レベル前倒しするという、詳細なスケジュールはあくまで計画で、東電が今後も状況の変化に応じて判断するものだと理解しております。

東京電力の計画に関して、工事量について、増えるところでコスト高になるという懸念は確かにあるのですけれども、その後減る局面で、均されないからむしろ非効率的なのではないかという指摘は、私には理解しかねる。もしそれが大きな問題だとすると、関電、九電のメーターの方がはるかに大きな問題です。関電、九電のメーターは基本的にカセット方式で、料金審査の場での説明によれば、直近のコストは仮に高くなるとしても、その後と工事費が劇的に下がる、計量器のカセットを単に入れ替えるだけ、工事費は極めて低くなるということによって、全体として効率的だということを言われた。工事関連の仕事は一旦普及してしまうとほぼ無くなるというのは言い過ぎだと思いますが、おそらく東電で出てくるもの以上に劇的に減ることになると思います。これがもし問題なら、そっちの方がよっぽど問題。しかし私はそれが大きな問題になると認識していないので、これについては、均すべきだという議論は理解しかねます。メーカー側にとってみれば、一気に作って、そのあと急に仕事なくなるというのは確かに問題だというのは分かりますが、私は、これは全国ベースで仕事をするということを考えるべきであって、調達する個々の会

社ごとに見るべきではないと思います。全ての会社が東電並みに前倒しし、全ての会社が32年度に終わる計画がもし今後出てくるなら、本当にそれで日本全体として効率的に出来るのかということは、検討する必要はあるかと思いますが、各社がそもそもメーカーを囲い込んで、自社と関係の深いメーカーからだけ調達するというこの発想を変える、ということからすれば、そのことを過度に重視するのはむしろミスリーディングなのではないかと思います。

それから、今回のところでも修正されなかったということは、九州電力が今までの方針通りにやるということだと思います。これは関電も同じなのですが、料金審査の際にも出てきましたが、将来のコストが劇的に下がるから全体として効率的だということで認めた、ということを決して忘れないようにしてください。10年後の託送料金は、関電方式を採用する関電や九電では、他の電力会社に比べて低くて当然、託送料に占めるメーター関連のコストなんて大したことないですから、それだけで劇的に低圧託送料全体下がるということはないでしょうけれども、それでも低圧託送料の中のメーター関連のコストは劇的に下がっているはずだと認識しています。

この方式をとるということは、前の試算では通信機器は20年使うという想定だったわけです。もともと通信は、計量器よりも入れ替わりというか、技術革新が激しく、したがって計量器は10年使うのが合理的だったとして、通信機器はもっとはやく取替えられるというのがカセット式の利点と説明していたにもかかわらず、通信部分は20年使うのが合理的だと急に説明を変えた。そちらの方が新しい意見表明だったわけですから、当然長く使うことが前提になると思います。コストは将来極めて低くなるというのが前提の話なので、この方式を今回再度表明されたということは、きちんと責任をもって将来のコスト、託送料金を下げて頂きたい。10年後に配電部門のコストを査定する人は、安直に、東電より少し安いからよいということはいわないで、関電、九電に関しては集中的に資源を投入してでもきちんと調べる、劇的に他電力に比して低くなっていること確認することが必要になると思います。

それから、入札に関してなんですが、透明な入札のプロセスを通ってでたものは適正なコストと見なすべきだ、という一般原則は正しいと思います。ただ、これは、正しく入札されたということが前提です。例えば火力発電所などでは、仕様だとかに関しても委員会で事前に審査し、それから入札が終わった後の事後の審査もするのに対して、スマートメーターに関しては、その役割を外部委員会が現在のところは担っていないことは留意すべきだと思います。何らかの形で、チェックが必要だと思います。おそらく、スマートメーター関連の入札は、通信だとかが絡んでいる分だけ、より仕様の問題などが重要になると思います。今回の少なくとも東電に関しては、第三者の意見を真摯に聞き、仕様等に反映したはずで、しかもその第三者は、今まで電力会社が、自社に都合のいいことを言ってくれそうな人を適当に見つけてきて、電力会社の言う通りに認めるだけ、ということが疑われかねなかったわけですから、今回の東電に関してはそのようなことなかった、と私

自身は認識しているので、今回について問題があったとは私は思っていない。しかし今後のものに関しては、コストが本当に適正かどうかということに関しては、入札が公正に行われたか、通信を自社設備や自社方式を使うことを強いるなどしていないか、仕様が異様に制限的で仲間からしか調達できないような格好になっていなかったかどうかをチェックした上で、それで問題が無かったから、入札で決まった費用は適正であると推定する、こういうステップをとるべきで、安易に形だけの入札、制限的な RFP を正当と認めないようにする必要があります。

それから、先ほど梅嶋委員が指摘した点です。そのような問題点は、最初の仕様を決めるだとか、入札の際に考慮するだとか、そういうようなことに関して、そのようなことをきちんと考慮して欲しいというアドバイスを頂いたのだと理解しています。そのような形の透明な意見を言う機会がきちんと確保されて、それがフェアに仕様等に反映されることが重要なことだと思います。以上です。

○片岡課長

1 点目のご指摘ですけれども、5 ページの方で B ルートの全供給エリア対応開始時期とあります。27 年 7 月と書いてある会社はたぶん大丈夫だと思うんですけども、たしかに 28 年 4 月と書いてある会社は、ひょっとしたら聞くとまた様々な答えが返ってくると思いますので、一回整理して、次回またお持ちしたいと思います。

○林座長

はい。ありがとうございます。あと、また頂きました意見は、事務局で預からせて頂きたいと思います。続きまして、遠藤委員お願いします。

○遠藤委員

ありがとうございます。2 点、申し上げます。まず 1 点目は、資料 3 の 5 ページのところなのですけれども、最初見た時に、A ルートの全供給エリア開始時期が全面自由化にあっていないので大丈夫なのかと、心配したのですが、先ほど片岡課長から、B ルートの方で対応が間に合っているとご説明があり、機器は設置されますということ、新サービスも提供できると思っています。私ども新電力の立場から言いますと、ちゃんとした課金情報として電力会社さんからデータがくる、ということも必要ですし、同時同量をどうやるかという話もある。たとえば、B ルートの情報を同時同量に使うために回線を引いて、我々はそのデータをリアルタイムで吸い上げるようなことをすると、費用が発生してしまうといった問題が発生しかねませんので、そういったところについて、我々が新規参入する際の障壁とならないように、仕組み、あるいは設備導入といったことがきちんとなされることを要望いたします。

それから 1 点、RFP の関係で、前回、きちんと実施してくださいということをお願いしたのですけれども、くどいようですが改めまして、資料 3 の 8 ページの表を見ますと、まだ「RFP 方式を含め検討中」という表現になっているところがいくつかございます。今回きちんと 3 つに分けて頂いて、それぞれチェックをして頂ける、こういった RFP がきちん

と実施されるかどうかという点については、引き続き、フォローをしっかりとって頂きたいと思います。その時に、先ほど松村委員からも色々ご指摘がありましたが、付け加えますと、こういったネットワークや関連システム含めて、一部だけが RFP にかかったから大丈夫だということではなくて、全てがきちんと実施されることが必要だと思います。その辺も含めてチェックをしていただきたいと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございました。続きまして、千葉オブザーバーから、お願いします。

○千葉氏

NTT の千葉でございます。本日は篠原の代理で来ております。通信の代表としての NTT だと思いますので、通信接続率について、時間を頂いてコメントをさせて頂ければと思います。

自動検針率目標につきましては、今、電力会社さま毎に差があるということなのですが、どのくらいの水準が適正なのか、というのはやはり引き続き議論が必要かな、と思います。水準を決めていくのにあたりまして、コストの問題がございますということで、7 ページに **guarantee** なのか **best effort** なのかでコストが変わってくる、という話が挙がってくるとありますが、やはり、システムを作っていく、通信ネットワークを作っていく、という中で、先ほど梅嶋委員の方からお話がありましたけれども、**guarantee** と **best effort** を、どういうふうに、部分部分組み合わせていくのかと、いうようなこと、まさに 10 ページのところ通信方式を出来るだけ適材適所で選択、というところがありましたけれども、**guarantee** とか **best effort** というところに関しましても、適材適所で使っていく、ということがコストの低減に必要なのではないかなと思います。簡単なコメントではありますが宜しく願いいたします。

○林座長

どうもありがとうございました。続きまして、田中委員、お願いします。

○田中委員

設置計画の前倒しの関係で、設置のコスト面からの議論が出てまいりまして、どれも留意すべき重要な論点だと思います。一方で、設置計画の前倒しに関して、色々メリットもございますので、メリットの方に少し光をあてて、コメント差し上げたいと思います。

今回、東京電力さんが、資料の 6 ページのところ設置計画の前倒しによって期待される効果というものを、需要側、供給側、両方の面からとてもよく整理されていると思います。最後のところで、自動検針、あるいはデマンドレスポンスによる需給対策、設備抑制といった供給者のコストダウンのメリットについて触れられておりますが、この供給側のコストダウンというものをさらにつきつめると、需要側のメリットにもつながります。たとえば、スマートメーターをつけて、デマンドレスポンスを活用する、そうすると、ピークタイムの負荷が平準化されて、ピークの運用コストを下げる形でコストが下がる。さらには、中長期的に、ピーク電源の設備投資の抑制も図ることが出来る。これは全て供給側

のコストダウンなのですが、しかしさらにつきつめると、コストダウンが電気料金の低下にもつながることになり、消費者にコストダウンの効果が電気料金の低下をつうじて還元されてメリットが跳ね返ってくる。そういうことも考えられるのでありまして、その意味では、スマートメーターの設置と有効活用というものは、供給側、需要側、両サイドの win-win のメリットがあつて、社会的にも大事であると考えられます。

ただ、ひとつ注意しなければいけないのは、家庭1軒1軒は需要の規模が非常に小さいことです。ですから、まとまった規模のマスがあつてこそ、より一層こういったコストダウンの効果が大きくなってくると考えられます。つまり、スマートメーター設置をスムーズに展開していくということは、小さい規模の需要家を束ねて、マスで、大きな規模でこういったメリットを社会的に早期に大きく展開していく、そういうことが可能になることでもあります。ですから、スマートメーター設置前倒しに関しましては、設置コストの面も論点として大事であります。加えて、スムーズに導入していけば、大規模のマスの効果というものが発揮されて、メリット側も大きくなる。両面あるわけなので、設置コスト、設置のメリット、両方の観点から、スムーズな導入というものを考えていくことが必要だと思っています。以上です。

○林座長

どうもありがとうございました。あと、一応、導入計画の段階で、前回議論が幾つかありましたけれども、沖縄電力さんに関していくつかご意見、ご質問が多かったこともございまして、もしこの段階で、お話できる内容がございましたら、お願いできればと思います。あと、その後もしよろしければ、先行して導入を進められている関西電力さんの状況をお願いできればと思います。

まず先に、沖縄電力さんの方から、よろしくお願い致します。

○喜舎場氏（沖縄電力株式会社）

沖縄電力の喜舎場でございます。当社の導入計画でございますが、前回のですね、制度検討会での他電力さんの状況や、各委員その他のご指摘も踏まえまして、我々としまして、他電力さん並みのスケジュールで対応できるように検討を進めている状況でございます。以上です。

○林座長

ありがとうございました。続きまして、土井委員、よろしくお願い致します。

○土井委員（関西電力株式会社）

関西電力の土井でございます。まず導入計画の前倒しに関する検討状況でございますけれども、今回の方針あるいは前回の議論をうけまして、さらに社内でも導入計画の前倒しの検討を行っているところでございます。

今日も、色々コメントが出ておりましたけれども、例えば、メーカーさんの問題であるとか、あるいは工事力の問題、その他、わたくしどもの経験からいいますと、やはりそれを実際現場で実施していく側からしますと、いきなり明日からこの仕事をやれ、といつて

も無理ですし、そういった中でこの仕事をやっていくためには、当然そのための準備が必要でございまして、私どもでも、例えば、そのための核になる人間を作っていくとか、ステップを踏んで拡大していった経験がございまして。このように、前倒しについては、色々と調整すべき事項がございまして、そのあたりを十分詰めまして、是非次回には、お答えできるようにしたいと思っております。

それから、梅嶋先生から、サービスレベル、通信の接続性など、性能に関してコメントがございました。まさにおっしゃるとおりでございまして、このあたりは結局、どういうデータを何に使うか、そのあたりを私ども評価いたしまして、必要なものは **guarantee** でありますし、そうでないものは **best effort** と、そういった形で2通りに分け、様々な取り組みを通して必要な性能を実現していく、という取り組みをしているところでございます。

それから、松村先生から、当社のユニット式についてコメントがございました。まさにこれは、料金審査専門委員会にてご指摘いただいたとおりでございまして、社内的にもそういったコスト面のメリットがあるから、こういった形式を採っておりますので、着実に対応していきたいと思っております。

それから、遠藤さまから、Bルートによるデータの提供についてお話しがございましたが、電力システム改革の中で、今後、送配電部門がメーターを主体として設置していくわけですが、どれくらいの提供要望がでてくるかの見極めが必要でございまして。自由化が始まって4月1日から受け付けて、どれくらいの期間で設置が完了できるのか、そういったところを想定していくためには、やはり私ども一般電気事業者だけではなく、新電力様とともに、世の中のニーズを踏まえ、マーケットがどうなっていくかといったところも見極めて、工事量を予測し、その上で必要な工事力などの検討を行い、出来るだけ短納期に提供できるようにしていく、という手順を踏む必要がありますので、是非そのあたりはこれから、一緒にお考えいただければと思います。私からは以上です。

○林座長

はい。どうもありがとうございました。村上委員、お願いします。

○村上委員

不勉強で知らないだけなのかもしれないのですが、あるいは他の委員会で検討された結果が示されているのだと思うのですけれども、検針値が30分値だということが、どこかで決まったという感じで資料が拝見できるわけですが、先ほど遠藤委員もおっしゃられましたけれども、同時同量規制をクリアしていく時に、この粒度が、30分値というところで同時同量規制の30分平均値という形が踏襲されていくのか、あるいは、それとも変わるのか、この粒度に関わることで、他のシステム検討でどういう議論がなされて、30分値というところに帰結できているのか、というところをお教えいただければと思います。

○片岡課長

もともと、自由化を行った時、平成12年だったと思いますけれども、新電力が託送と言う形で全国に展開して送ってもらうと、その時に、同時同量としまして、需要家と発電の

量を合わせるための単位として30分にしましょう、ということが決まった。次に、スマートメーターとして30分値を計るようにしましょうというのは、まさにこの委員会で、23年の時に決まっています、それが今の標準値になっているということです。

将来需給調整が実現していくなかで、小売業者の中には、もっと細かく取りたいということがあるかも知れない、そういうニーズがでてくることは12ページに書いてあるとおりでありまして、それ以外については有りえるかも知れないけれども、基本的には30分値ということがこの委員会でも決まっています。

○村上委員

議論したのは覚えています、私は確か、ペナルティを課される時は30分平均値で需給のある制限幅のバランスを壊した、ずれた時に、電力会社さんはペナルティを課されるわけですね。そうすると、30分平均値だというときに、30分毎にしか値が入手できなくて、どうやってお客さまと自分の発電量と供給量とが一致しているというコントロールが可能なのでしょうか。30分毎にしか見えていないので、ミスをしたということが結果としてしか分からないのではないかと、単純な疑問を思うわけです。

○片岡課長

まさに、30分値で積算しまして、足りているか、余っているか、計算します。余っていれば他の電力会社買い取るということもありますし、足りていなければ、新電力と電力会社がお互いの中で供給すると、これはインバランスと言いますが、そういう制度になっています。そうやって需要を見ているわけでありまして、もし何かあれば、遠藤委員からコメントを頂ければ。

○遠藤委員

村上委員がおっしゃったとおり、同時同量をしようとするためには、本当はきめ細かい粒度のデータが出てくるのが制御し易いですが、中々技術的に難しいということで今は30分の結果の数字が事後に送られてくるということになっておりますので、我々は予測しながら制御を行っています。結果としてインバランスが出てしまったら、その分は精算になるという形となっております。

○林座長

それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員

今の点なのですけれども、仮に粒度をどんなに細かくしたとしても、リアルタイムで情報こなければ、どの道インバランスの対応は出来ない。本当にリアルタイムで情報がくるようにすると通信の負荷が上がるかもしれない。ある程度コストが高いものが必要になってくると思います。今30分になっているというのは、30分より大きな刻みになると、精算の時に困る、少なくとも30分か、それより細かくないと困るということで30分となったと理解しています。

インバランスに関して言えば、私は、この問題はむしろ電力システム改革の役割だと思います。インバランス料金が、現行のようにとつもなく新規参入者に不利、そういう状況のまま放置するかちゃんと改革するかで、本当に粒度 30 分、しかもリアルタイムで必ずしもこないという整理でいいかは、全く変わってくる。私はシステム改革の方できちんと対応することを前提として、この 30 分という粒度を前回再確認したつもりだったので、システム改革の方で、今行っている改革が進まなければ、意見が変わるかもしれません。私は改革すると思っているので支持していると整理しています。

○片岡課長

おっしゃるとおりでありまして、方向性としましては、同時同量というのは、確かに、特に小さい新電力に対して大変な負担になっているというところがありますので、方向性としましては、計画同量、実績ではなく今後の計画と合わせて発電すると、そういうやり方で、インバランスというか、過不足がなるべく発生しない、そういう方向にしていこう、ということになっています。ただ、それを結論としてもう見ることがないのかということ、それは当面多少残っているところはありますけれども、方向性としてはそういうことになっています。

安永調整官、補足があればお願いします。

○安永調整官

電力システム改革の方では、まさに松村委員からご指摘ありましたように、今、同時同量の仕組みを、当然、系統全体での安定供給、需給バランスをとるということは確保しながらも、どういう形で色々な事業者が利用しやすい計画制度にしていくのかということ、インバランス要件についても過度に新規参入業者の負担になるような仕組みは直していこうということで、これから検討を進めていきたいと思っております。

○林座長

はい。どうもありがとうございました。時間も押してまいりましたので、続きまして、スマートメーターの導入促進と活用促進のための環境整備に関する議論、後半に移りたいと思います。ご発言のある方はお手元にあるネームプレートを立てていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

では、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

導入促進や環境整備の中で、電波利用料に関しましてご質問をさせていただきたいと思っております。今回電波利用料の見直しについて総務省さんの方で検討中だということで、ここは大いに期待しているわけですが、電波利用の方式の中で、PLC の方式については、容量だけではなくて、使える電波の使用帯域の問題点が指摘されているかと思っております。

以前、行政刷新会議で指摘させていただいた記憶があるのですが、現在、アマチュア無線に対する影響を考慮するというところで、使用帯域への制限がかなり厳しく加えら

れているということで、PLCの利便性を低下させているという問題があったと記憶しています。

料金だけではなく、無線分野も含めて、実際に使用帯域を始めとする仕様形態そのものに対する見直しについてもご検討頂けるのか。この点についてご解説いただきたい。

今後、スマートメーターの導入の普及を進める上では、無線の活用というのは極めて重要な課題となってくると思いますが、通常無線の使用方法とは違って、公益性の極めて高い使用方法であり、単機能な仕様形態でもございますので、料金のルールそのものについても、かなり抜本的な議論をして頂く必要があるように思うのですが、このような背景をつかんでいるかについて、ご解説をお願いできないでしょうか。

それから、通信の現状を理解するために、関西電力さんを訪問させていただいて、試験導入の経過、結果等々についてご解説いただいたわけですが、実は、とても参考になるプレゼンテーションを頂いて、意見の交換をさせて頂いた経緯がございます。もし可能でございましたら、今後導入の早期化を図る際に、有益な情報となると私は理解しておりますので、是非次回以降に、関西電力さんの実証試験の状況に関するプレゼンテーション、意見交換の機会を頂戴できれば幸いに存じます。宜しくお願いします。

○片岡課長

後者については、大変有益だと思いますので前向きに検討したいと思います。前者について、総務省さんからお願いしたいと思います。

○総務省 通信規格課

総務省でございます。今、ご指摘いただきました広帯域のPLCのことに关しましては、平成22年6月に閣議決定されました規制緩和の要望を受けまして、平成23年2月から、総務省 情報通信審議会において、議論が行われました。その際、審議に当たっては、電力事業者ですとか、PLCの事業者からの要望を伺いながら審議を行ったのですが、実際のユースケースとして要望が出てきた分電盤から需要家側について検討を行いました。その点については技術基準を策定した上で、利用範囲を拡大したものです。ただ一方で、スマートメーターの様な分電盤から屋外側に接続する機器に关しましては、具体的な要望等がなかったもので、検討の対象とはされてございませんでした。今後については、おそらくそういった具体的なユースケースですとかニーズ、要望が出てきた段階で、検討を行うということになるかと思えます。

○林座長

どうもありがとうございました。続きまして、梅嶋委員、お願いします。

○梅嶋委員

私のほうからは、16ページの、Bルートのデータの取り扱いに関して、前回の委員会で質問させていただきました。こちらに关しまして、「計量法の検定を受けたメーターから得られるデジタルデータであることから、当該データを用いて取引・証明を行うことに、計

量法上の問題はない」ということで、明確なご回答を頂きまして、ありがとうございます。これによりまして、様々な商用サービスの設計が始動できます。

2点目でございます。最後のページ、(4) 利活用のための環境整備、となつてございます。電力システム改革小委員会 詳細設計 WG の結果の方をご提示いただきました。そこにおきまして、データ利活用のユースケースの整理等ということを進めるということをご明示頂いておりますけれども、是非とも2点、特に注意して進めていただければと思います。

1つは、どのようなデータがどのような条件で取れるのか、ということに関して、まず検討いただければと思います。特に、Bルートの方は標準化ガイドラインが出ているので明確になっておりますけれども、Aルートの方に関しましては、個社においてMDMS等システム構築をしておりますので、どのようなデータがどのような条件で取れるのか、ということに関する整理をお願いできればと思います。

その上で、2点目としまして、フォーマットの整理ということで、これまでの電力のことだけでなく、日本国内のシステムにおきまして、フォーマットがバラバラでシステムにのらせるのが非常に難しくなっている事例が、様々な分野でございます。是非、この視点で、フォーマットの整理と、どのようなデータが取れるのかということに関する整理というのを、今後、重点的にお願いできればと思います。以上でございます。

○林座長

どうもありがとうございました。他にございませんか。松村委員、お願いします。

○松村委員

先程村上委員がご指摘になった12ページのところ。電力会社以外の主体によるスマートメーターの設置に関してです。私が一番問題になると思っているのは、コストです。村上委員からお叱りを受けるかもしれませんが、私の理解ではデフォルトは電力会社、デフォルトでは独占事業者である送配電事業者がメーターをつけるという理解をしています。消費者が望めば自分でつけられる制度にするか否か、導入するとして実際にどう導入するかが議論になるのだと思います。

望めばつけられるということにした時に、通信などでも同じだと思いますが、デフォルトでは託送料に既に入っているコストの中から、自らつけることになって不要になったもの、つまりメーター周りのコストの部分を託送料から引く形にして、メーターのコストは消費者が負担する。もし導入するとすればそういう制度設計になると理解しています。

したがって、そのコストの仕分けの部分というか、コストをどこまで算定してどこまで除くのが、私は一番大きな論点ではないかと思っています。もちろん、託送料金を作る段階で、費目ごとに細かく分かれているのだから簡単だという回答をいただくのであれば、もちろんそれで安心をしますが、想定と大きく乖離した費用が出てれば、大きな問題となると思います。

消費者がメーターを選べるという点に関しては、例えばこの委員会でも、ずっと昔に、軽いメーターにするのか、重いメーターにするのかという議論がありました。軽いメーターで合理的だということでこちらを推進することになったのですが、消費者の方がコントローラーも含めた重いメーターを置いて、それを、マルチホップなどというようなまどろっこしいことをしないで、既に別の目的で使っている回線を使ってデータを送るということが仮に出てきたとして、そちらの方が合理的だったとしたら、消費者が自らつけられる、こういう道を開くだけのことだと思います。

この委員会でも、それよりも軽いメーターの方が効率的だと判断した訳ですね。更にデフォルトは電力会社がつけ、ずっと指摘されているように、量産効果があるのだとすれば、普通に考えれば、殆どの方が量産効果によってより安くなっている電力会社がつけるメーターを選ぶ、デフォルトから変更しないことになるはずですが、更にいうと、殆どの方がデフォルトから変える必要を感じないほど効率的に送配電事業者がメーターをつける状況になってほしい、コストが低い状況になってほしい。しかし、私たちの考えていたことは間違っていた可能性も絶対には言えないので、このような道を開く検討は是非とも続けて頂きたい。

その際、ここに書かれていることは一見もっともらしい気がするのですがけれども、よくよく考えるとかなり変なことが書かれている。検満不遵守だとかは、要するに計量法をパスしていないメーターであれば、それを使った料金精算は拒否することが当然できるはずですから、そもそもちゃんと制度を設計すれば問題になるとは到底思えないし、不正計量だとかというのは、どんなメーターであっても有りえることで、そういうことに対してちゃんと対処するというのは当然の前提のはずです。なぜここで特に出てこなければいけないのか理解に苦しみます。

僅かなメーターが離脱するとマルチホップが機能しなくなるなどということがあるとするならば、そもそもマルチホップは相当脆弱なシステムであるということを表しているのではないのでしょうか。説得力の無い理由を一杯挙げて、それで無理矢理消費者の選択を奪おうとするなら、再び不信感を招くことになると思います。誰の目から見ても確かにこの点是对処が必要だというものに絞り込んで、リーズナブルな提案が出てくることを期待しています。くれぐれも、止めることを目的にして、わけのわからない理屈を並べたてて、後から、全く根拠なかったのではないかと言われ、信頼を完全に無くすというようなことを繰り返さないようにお願いします。以上です。

○林座長

どうもありがとうございました。先に、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

1つ、前のところで質問があるのですけれども、資料3の6ページのところで、スマートメーター導入完了年度における各社の自動検針率が、90%以上、99%以上など、まだぼやっとしている話なのかもしれないのですが、この差が気になって、自動検針率と普及

の目標値ということなので、事業者にとっての意味はあるだろうと思うのですが、99%と90%、95%の違いが、消費者というか需要家にとって違いがあるのかどうか。国民においてなるべくなら公平な制度にしていかなければいけないと思っていますが、この違いが、事業者にとっての違いなら良いのですけれども、需要家にとって何か差があるのかどうかというのを、ご説明頂きたいと思ったのが1つです。

続いて、活用の話なのですが、まず「スマートメーターの導入・活用」という表現の場合は、スマートメーターを導入しそのメーターを活用するという話だと思うので理解はしているのですが、そのあと、「スマートメーターで得られた需要家情報の活用」という表現が何か所か出てくるのですが、こうなってくると、需要家側としてはあまり嬉しい言葉の使い方ではないと思ひまして、自分の情報が事業者側に利用されるというイメージにとりますので、そのあたりの表現を変えるのがいいのかなと思っています。システム改革の方では、一応そういう状況が起きるときは、消費者の承諾を得るという団体を設けるというお話ではあるのですが、言葉として、自分の情報が事業者に利用されるというイメージになるのが、非常に感じが悪い。

それと12ページに関係するのだと思うのですが、メーター導入に関する消費者説明で、メーターの導入を望まない需要家というところ、スマートメーター導入のメリット、デメリットが需要家にとって明確でないと望まない、あるいは明確になったら、かも知れませんが、望まないことが起こってくるというふうに思ひますので、今後検討して下さることなのなのですが、もう少し、消費者にとってスマートメーターがどういうメリットがあるのか、というところを解説頂きたいと思ひました。

○片岡課長

1点目ですが、自動検針をしない場合には、どうやって使ったか、ということですね、たとえば人が行って、メーターの数値を取り出していくと、今後はデータで取ってくると思うのですが、そういう形になるわけなので、消費者との関係においては自動検針がどうだというのは、特段差はないのではないかと思ひます。

他方で、全体のコストの関係で、当然、人が行って計ってくるというのはコストが掛かりますので、他方で設備を全部移すとか、そういったコストが掛かって、そのあたりのコストメリットは各社でお考えになったらよろしいのではなかろうか、ということをおっしゃっているものであります。

2点目、3点目についてはご指摘通りでございますので言葉についても検討したいと思ひますし、望まない需要家に対しましても、おっしゃるとおりメリットをお示しするとともに、また、デメリットももしあるのであれば、こういう方法で対応すれば解決出来ますとか、こういったものがあるので大丈夫です、ということを含めて、啓発行動をしていくということが必要だと思ひております。

○林座長

どうもありがとうございました。続きまして、田中委員、お願いします。

○田中委員

活用促進のための環境整備の点について、少しお話をしたいのですが、スマートメーターの活用策としては、重要なこととして、先ほども少しお話をしたのですが、デマンドレスポンスというものがございます。今後より一層柔軟な料金メニューを導入して、特に、需給逼迫が起きるような時に、事業者から需要家にデマンドレスポンスを柔軟に働きかけるというようなことも起こってくる。かなりフレキシブルな対応が可能になってくる、と思います。

このような柔軟な料金の発行というのが出てくるのでしょうか、スマートメーターに関連するシステムの全体像の中で、どのような形で組み込まれていくのだろうか。特に、既存事業者と新規参入者の両方が柔軟な料金メニューを活用しようと思った時に、イコールフットィングで、システム全体の中でやっていくことが出来るのか、それが担保されているのか、こういったことについて、確認したいと思います。

具体例でいうと、前回の検討会でも、各電力会社さんから、クリティカルピークプライシングというものの導入を表明されておりました。ご案内のとおり、クリティカルピークプライシングというのは、需給逼迫が予想される時に、ピーク時間帯を狙い撃ちをして、需要家のデマンドレスポンスを引き出す、そういう非常に柔軟な料金体系なのですけれども、今回の資料3のスライド1のイメージ図で、クリティカルピークプライシングのような料金体系を、既存事業者や新規参入者が導入したいと思った時には、全体的なシステムの中でどのように組み込まれていくのだろうか、イコールフットィングになっているのだろうか、というふうに思っています。

ご案内のように、経済産業省の関連で、次世代エネルギー社会システム実証実験というのを4地域でやっておられると思います。色々な仕組みがあるようで、北九州の事例をみますと、事業者がデマンドレスポンスを要請するときに、CEMSのサーバーがあって、サーバーから要請が発行されて、コンセントレーターというのを使って、そこから、スマートメーターを経由をして、家庭の宅内表示器にデマンドレスポンスの要請をする、そういう仕組みになっているわけですし、これはAルートを使って、クリティカルピークプライシングをやっているように見えます。

一方で、他の地域を見てみると、けいはんな地域は少し違ってまして、デマンドレスポンスのサーバーからデマンドレスポンスの要請をするときに、スマートメーターを経由しないで、インターネット経由で直接的に家庭に指令を出す実験もやっている。これはAルートを使わないやり方でやっているように見えます。

そこで確認したい点なのですが、これから各電力会社さんが、スマートメーター導入しようとしている中で、スマートメーターとその関連システムの位置づけで、クリティカルピークプライシングのようなフレキシブルなデマンドレスポンスの要請の仕組みは、どのように組み込まれていくのだろうか。既存事業者と新規参入者では、色々な柔軟な料金メ

ニューを導入しようとする時に、このシステムの中で、平等に扱われるのだろうか、これを確認したいと思います。

特に、今後小売りの全面自由化を迎えますので、スマートメーターとその関連システムを土台として、各事業者さんが料金メニューもサービスも工夫して、競って顧客を獲得する、そういう時代が来ると思うのですが、このスマートメーターの関連システムの中で、イコールフットィングでできるのか、そういう点を、もしこの場で確認できるようであれば、もしまた次回の機会であればそれでも結構ですが、こういう点についても確認したいと思います。

○林座長

はい。ありがとうございました。事務局から回答をして頂きたいと思います。

○片岡課長

詳細についてはまた別途、次回に整理させて頂きたいと思いますが、2つ目の点としてございました、この1ページ目、最初の絵でございませうけれども、Cルートを使ってイコールフットィングをしながら新電力と全体を協調していくやり方と、Bルートというのは機器を整備させて課金もできますという話なので、Bルートを使ってやるやり方と、両方あると思います。

Bルートの方は即時情報が出てきますけれども、Cルートでは、Aルートを経由して出てくるので、一定の時間が掛かってしまうということもあると思います。おそらく大事なことは、情報が出てくるときに電力会社、あるいは、自由化後の送配電分離させた後の旧電力会社と新電力との間で、出てくるタイミングなど、情報のメリットに差があれば、これは差別的扱いというか、競争に影響してしまうということになりますので、そうならないように、システム改革の中でも検討していきたいと思います。

Bルートを使った場合にコストはどうかという論点とか、調達のアドイショナルコストは遠藤さんからご指摘があったと思いますので、それはシステム改革の中で、十分検討していきたい、と思います。

○林座長

どうもありがとうございました。続きまして、吉崎オブザーバー、お願いします。

○吉崎氏

IBM 吉崎です。活用促進のための環境整備について、1点だけ、申し上げたいと思います。冒頭に片岡課長から、広域的運営機関との連携についてお話していただきましたけれども、広域的運営機関との連携という点で、電力業務とか小売業務のプロセスの中で、どのような意識、考え方で行うか、是非ともご検討頂きたい。

特に、消費者サイドからみると、将来、小売業者を切り替えるようなことがあった場合について、どのように停止や解除をするのか。例えば、九州から東北に引っ越した場合に、どのようにサービスを提供するか。そのあたりについて、具体的に消費者サイドのメリットも含めたご検討なり仕組みづくりをお願いしたいと思います。以上です。

○林座長

ご要望ありがとうございました。他にございませんでしょうか。もしご要望等ございましたら承りたいと思いますけれども。

それでは時間も押してまいりました。今日は非常に活発なご意見、ありがとうございました。多様な立ち位置から、非常に闊達な意見ありがとうございました。持ち帰りましてまだ再度、色々と検討していきたいと思います。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。今、言いましたけれども、本日たくさんいただきましたご指摘について、事務局の方で課題と対応をブラッシュアップさせていただきますとともに、関係の事業者の皆様におかれても、今後の取り組みにつきまして更に検討を深めていただきまして、次回、年が明けてから、本検討会を開催し、とりまとめに向けました議論をお願いしたいと思います。最後に事務局より、事務連絡をお願いします。

○片岡課長

ありがとうございました。本日いただいたご指摘につきましては、整理してまいりたいと思いますし、各会社さんの導入計画の見直しにつきましては再度調整させていただきたいと思います。次回の開催については、改めて事務局よりご連絡申し上げます。

○林座長

それでは、以上で第13回スマートメーター制度検討会を閉会させていただきます。皆様、活発なご議論ありがとうございました。

(了)